



① 在留届の提出

3か月以上国外に滞在する場合、在留届の提出が義務です! 滞在中、安全に関する情報を受け取ることができます。

出国90日前からオンラインで提出できます →





② 在外選挙人名簿への登録

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます! 出国前に<u>「出国時申請」</u>を行い、出国後に現地の日本大使館・ 総領事館から「在外選挙人証」を受け取ります。



③ マイナンバーカード

出国前に<u>「国外継続利用申請」</u>を行うことで、国外でも お手持ちのマイナンバーカードを引き続き利用できます!





滞在先では、パスポートの 盗難・紛失にご注意を!

在留届

ゴルゴ13×外務省 中堅・中小企業 海外<mark>安全</mark>対策マニュアル

© さいとう・たかを



現地での住所や電話番号が決まっていなくても、 90日前からオンラインで提出できます。

在留届を提出していると、こんなに安心

■ 現地の日本大使館・総領事館から領事メールが届きます

現地の危険情報、スト情報、災害情報などの<u>安全情報</u>を始めとする滞在に不可欠な情報が配信されます。

■ 緊急時にあなたの安否を確認します

滞在先の国・地域で緊急事態が発生した場合に、 現地の日本大使館・総領事館は、<u>在留届に登録</u> <u>された情報</u>を用いて、安否確認や日本の留守宅 への連絡を行います。



ここからアクセスしてね!

^{外務省} オンライン 在留届

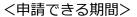


https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

在外選挙人名簿への登録(出国時申請)

く申請できる方>

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方 (転出予定日までに当該最終住所地に3か月以上居住している方に限る。)



転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日まで



めいすいくん

STEP 1

最終住所地の市区町村の選挙 管理委員会に対し、本人確認 書類 (パスポート・マイナン バーカード・運転免許証な ど)を提示して、在外選挙人 名簿への登録を申請する。

STEP 2

在留届を提出する。

※ 出国前に現地での住所が 決まっていない方は、現 地での住所が決まり次第、 在留届の住所欄のアップ デートをお願いします。

STEP 3

出国後、現地の日本大使館・ 総領事館から連絡を受けたら、 窓口又は郵送(ご自身で選択 できます。)で在外選挙人証 を受け取る。

※ 出国後に日本大使館・総領事館で在外選挙人名簿への登録を申請することもできます。

マイナンバーカード(国外継続利用申請)

く申請できる方>

国外への転出を予定しており、転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方

〈申請できる期間〉

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日の前日まで



マイナちゃん

※出国後に日本大使館・総領事館で新たに国外転出者向けマイナンバーカードを申請することもできます。